

仮訳

IFRS 財団のガバナンスのレビューに関する最終報告書

IFRS 財団モニタリング・ボード

2012年2月9日

要旨

2010年に、IFRS財団のモニタリング・ボード(MB)は、高品質で、理解可能な、強制力のある、国際的に認められる会計基準を開発するという国際会計基準審議会 (IASB) の主要な使命を推進し、かつIASBの説明責任と独立性の両方を提供しているかどうかを評価するための財団の現在のガバナンスの取り決めの見直しに着手した。2011年2月、MBは、協議文書に記載されたガバナンスの改善提案に関してコメントを募集した。MBはまた、協議文書の内容に関する利害関係者との双方向で徹底した取り組みを行うために、4つの地域での円卓会議を開催した。

MBの協議は、当該提案の各要素に関する様々な見解を引き出した一方、ガバナンスのフレームワークに関する一定の側面は、国際的な会計基準としての国際財務報告基準(IFRS)の受け入れに批判的な主要利害関係者にとって重要なものとして浮上した。

財団の目的への説明責任のある IASB の独立性

利害関係者は、IASBの独立性がIFRSの信頼性にとって重要であるというMBの見解を共有している。ガバナンス構造は、既得権益とは独立した基準設定環境を提供する必要がある。同時に、国際的な会計基準としてのIFRSの長期的な実行可能性は、投資家、市場、他の市場参加者への説明責任を維持することによって、公益に資するようにIASBが独立性を行使することに左右される。

独立性と説明責任の均衡を取るに当たり、MBは、そのメンバーが、各国の資本市場で使用される財務報告基準の形式と内容の設定に責任を負う当局に引き続き限定されることを提案した。コメント回答者は、財務報告基準に関する財団の使命は、投資家利益の保護と資本形成の統合を担う当局の使命と揃うことに同意し、したがって、MBの提案に支持を表明している。

資本市場当局の多様性を改善することに加えて、何人かのコメント回答者は、例えば、IFRSにおける投資家や他の利害関係者へ会員を広げることによって、MBはより広範な関係者から直接代表を選ぶべきと考えた。しかしながら、MBの目的についての誤解が影響し、MBはコメント回答者からの提案を追求しなかった。MBの目的や存在意義は、財団と資本市場で使用する財務報告基準の形式と内容の決定責任を負う公的機関との間のリンクを作り出すことである。このリンクを通じて、公的機関は、基準設定過程の機能を監視することで

責任をより容易に果たすことができ、その結果、国際的な資本市場でIFRSの使用を認可するために当該機関に求められる信頼を促進することになる。

今日の資本市場の国際的な性質をより良く反映するために、MBはメンバーを広げることを提案した。コメント回答者は、その拡大を広く支持した。

MBは、IFRSにおける利害関係者の多様性は基準設定の審議と監督において示されるべきであるというコメント回答者の意見を共有する。この点において、MBは、評議員会の戦略レビューで示したデュー・プロセスの改善及び慎重な監督のために絶えず努力する評議員会の意思を支持し、評議員会との取決めを通じて当該目的を監視する。さらに、MBは、評議員会とIASBのメンバーの指名手続がIFRSの利害関係者の代表の多様性を確保するために継続すべきであると考えている。

運営ではなく監督のための MB

コメント回答者と円卓会議の参加者は、次の点でMBに対する支援を強調した。すなわち、MBは、その名のとおり、特に、IASBが確実に公共の利益に資し、投資家、市場、他の市場参加者への説明責任を維持する目的で、IASBの運用に対する評議員会の監督を監視する機能を果たすという点である。当該利害関係者は、MBの役割が監視者のままであると警告した。コメント回答者は、MBを公共の利益に対する管理人、既得権益に対する緩衝材と見なしている。同時に、評議員会の監督やIASBの運用における直接的な役割によって、基準設定の独立性を毀損し、特定の地域、文化的、政治的な先入観をもたらし得るという懸念を表明した。

評議員会の監督とIASBの運用に関して、MBの協議文書は、提案に示していないにもかかわらず、IASBの議題やIASB議長の選任に関してMBが役割を増やすかどうかに関する意見を求めた。何人かのコメント回答者は、MBが当該機能でより明示的な役割を担い得ると考えた一方、ほとんどのコメント回答者は、IASB議長の選任が評議員会に付与された権限の適切な範囲であり、議題設定は、適切な協議や評議員会による手続上の監督を受けた後、IASBだけに残された運用上の問題であると考えた。MBはこのような関係者に同意する一方で、資本市場当局は、IASB議長の選任と議題設定の過程によって、IASBが資本市場の高品質な基準への要求を満たすことが可能となることを確信しているにちがいないとも考えている。MBは、IASBの独立性を侵害することなく、IASBの議題と議長に関連する伝達及び手続を改善する機会を見出している。

ガバナンス機能の透明性と理解の向上

レビューへの回答は、MBと評議員会の目的や活動についての理解の誤りの程度を強調した。理解を深め、より透明性をもたらすために、MBと評議員会の運営に対するさらなる透明性のための利害関係者のニーズが改善領域として浮上した。

利害関係者からのフィードバックを考慮し、MBは、財団のガバナンス構造内の該当するレベル別に、以下でグループ化されたガバナンス・フレームワーク（このレポート内の関連する議論に、括弧の参照を付す）を引き続き拡張して進める予定である。

MBに関する決定

1. ボードメンバーへの監視 (M-1) メンバーの拡張を評価するにあたって、MBのメンバーは、財団と各国の資本市場で使用する財務報告の形式と内容の設定責任を有する当局との間のリンクを提供することがMBの目的であることを再確認した。このリンクによって、当局はガバナンス体制の機能を監視することが可能となり、資本市場で使用される財務報告基準に関する指令の遂行が容易となる。これに関して、MBが有効に機能することを改善するために、MBは以下を決めた。

- 1) 引き続きメンバーを、財務報告の形式と内容の設定責任を有する資本市場当局に制限すること。
- 2) 追加の当局を主に主要新興市場から含めるようにメンバーを拡張し、また、証券監督者国際機構（IOSCO）と協議の上、持ち回りの席を割り当てるメカニズムを確立すること。
- 3) 「高品質の国際会計基準の開発の支援」に対する強い確約に関する既存のメンバー規準を改善して、各国資本市場におけるIFRSの国内使用と財団資金への各国の参加を通じて、当該確約の証明を求めること。メンバーになるか、又はメンバーであり続けるために、すべての常任メンバーは、当該規準を満たさなければならず、定期的にその適格性について評価される。

2. 合意ベースの意思決定 (M-2) 既存の意思決定システムに関する現在までの肯定的な経験に留意し、MBは、引き続き合意により運営することを結論づけた。

3. その他の公的機関及び国際機関の関与 (M-3) 財団のガバナンス・フレームワークの強みに関して他の当局が置く重要性を認識して、MB は、オブザーバーの役割と性質の定義をさらに明確にした上で、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) がオブザーバーとして機能し続けることを決定した。将来的に、MB は、財団のガバナンスに関心のある他の当局との対話の改善が求められるのか、求められる場合、評議員会及び IASB の独立性、説明責任や財団の主要な使命を損なわずに、改善するためにどのような選択肢を提供することができるのかを再評価するかもしれない。

4. IASB アジェンダの紹介 (M-5) 財団と MB との間の覚書 (MoU) の現在の規定は維持され、MB は検討のために評議員会と IASB 議長へ問題を照会することができる。MB と評議員会は、すべてのレベルのガバナンス・フレームワークが相互の懸念や反応を十分に認識するための適切なフィードバック・メカニズムに同意する。適切なフィードバック・メカニズムの理解の向上のため、MB が IASB の独立性を侵害するつもりはないことを関係者に保証しなければならない。

同時に、当該メカニズムによって、資本市場当局と評議員会は、財団の使命に説明責任のある IASB の保持を支援する。これは、MB の合意運営モデルの下で、IASB に照会される専門的な財務報告の問題は、緊急の問題（取り扱われない場合、投資家に弊害をもたらし、したがって、財団の主要な使命に対応しないことになる）を必ず表していると MB は考えるからである。全ての場合において、MB は、実質的な基準設定に関して、意思決定過程に影響を与えず、IASB の決議に異議を申し立てることもしないと理解されている。

最後に、IASB の議題の協議を改善するための最近の変更を認識し、MB は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会と協議の上、改訂された議題設定過程の下で、実行と成果を評価する予定である。

5. IASB 議長の選任 (M-7) 主要な評議員会機能の協議に関する現在の MoU の規定と整合して、MB は、IASB 議長の選任規準と過程に関して評議員会に同意する。規準と過程に関する合意によって、IASB 議長の選任は、高品質の基準に対する資本市場の要求を充足するために IASB に置くという信任を資本市場当局に提供する。

公の理解を向上させるために、文書化された規準と過程が公開される予定である。

IASB 議長の選任過程は、事前に確立された規準に照らした評議員会による候補者の一覧表に関する MB との評議員会の協議のために明示的に提供される。MB との協議の後に続く最終的な選任は、引き続き評議員会の領域である。

6. IASB 構成のためのフレームワーク (M-8) 主要な評議員会機能に関する協議の現在の MoU の規定と整合して、評議員会は、IASB の多様性を確保するフレームワークを開発する場合、MB と協議する。評議員会は、当該フレームワークの下で IASB メンバーの選択に関して唯一の裁量権を保持する。

7.MB の機能の透明性 (M-4) MB の機能の公的認識と理解を向上させるため、MB は、公開会議を適宜に記載した記録を公表し、より広い聴衆にその活動を伝える。

8.財団の資金 (M-6) 独立性への安定した、十分な資金調達的重要性を認識し、MB と評議員会は、資金準備に関して引き続き相談し、評議員会が資金調達に係る主要責任を保持し、MB が資金の寄付に見合う各国の努力を奨励する。

9.MB の事務局 (M-9) 現在までの取決めが十分であることに留意し、MB の議長を務めているメンバーが引き続きすべての事務局機能を提供する。

10.定期的なガバナンスのレビュー (O-1) 財団の 5 年ごとの定款レビューと連携して、MB は、ガバナンス構造の定期的な見直しを行う。MB は、当該定款レビューと評議委員会の定款レビューとの連携により、ガバナンス・フレームワークの適切性と改善の継続を確保するための効率的な手段が提供され则认为。

評議員会に関する決定

1.評議員構成 (T-1) 評議員任命の承認に係る既存の過程を通じて、MB は、評議員会の地理的・専門的なバックグラウンドの多様性を共同で引き続き監視する。

2.評議員選定過程 (T-2) 評議員の指名と任命の規準と過程の文書化が改善され、かつ、公的に利用されて、評議員会及び MB の役割と活動の公的な理解が向上する。

IASB に関する決定

1.IASB の構成 (I-1) MB は、IASB の候補者選びが、第一議的な適格性として専門的能力と経験を保持しながらも、多様な地理的及び専門的バックグラウンドのある IASB メンバーを識別するために十分に強固とするように評議員会を奨励する。

2.IASB の管理構造とスタッフ機能の分離 (I-2 I-3) MB は、IASB の基準設定機能を支援

するスタッフと評議員会の監督機能を支援するスタッフとの責任と報告ラインを明確に区分するように評議員会を奨励する。

さらに、MB は、評議員会が定款変更を検討して、IASB 議長から財団の最高経営責任者（CEO）の肩書を削除することを推奨する。

IASB の議長は、基準設定のすべての事項（資源を含む）について全責任を保持しなければならない。評議員会は、現在、財団の CEO に割り当てられた機能を評価し、かつ、IASB の運営責任と基準設定上の実際又は認識されている利害衝突を作り出すかもしれない監督又は資金調達の問題を区分するように機能を改めて割り当てなければならない。

3.基準設定における利害関係者の関与 (O-2) IASB の基準設定過程中的適切な協議の評議員会による監督を継続的に監視するために、MB は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会の活動と発見に関する定期的な報告を受け取る。